

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	羽生市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hanyu.lg.jp/docs/2016060200029/

執行機関名 羽生市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市の設置する小学校又は中学校の児童又は生徒であって、特別支援学級(学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。)に就学するもの又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当するものの保護者に対する就学に必要な費用(以下「特別支援教育就学奨励費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第24号)別表第1第11項 市の設置する小学校又は中学校の児童又は生徒であって、特別支援学級(学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。)に就学するもの又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当するものの保護者に対する就学に必要な費用(以下「特別支援教育就学奨励費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)第一条	羽生市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年9月20日告示第35号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>教育の機会均等の趣旨</u>に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が<u>特別支援学校に就学する児童又は生徒</u>について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、<u>教育の機会均等の趣旨</u>にのっとり、かつ、支援学級就学者等の就学の特殊事情に鑑み、<u>保護者</u>に対し、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>	<p></p>	<p>羽生市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年9月20日告示第35号)</p>